

連帯はばたき

連帯ユニオン
関西ゼネラル支部
宣 伝 部

第44号
2022. 4.

明るく・楽しく・元気に活動し、産業別労働運動を確立しよう！

今年も元気におおさかユニオンネットワーク 春闘総行動 労働組合をナメたらアカン！



3月25日は春闘総行動でした！ 平日にもかかわらず、関西の労働組合を中心に100名以上が結集し、まだまだ季節に残る寒さを吹き飛ばすかのように熱い熱い行動！ 西成区の山紀会から始まり、梅田のサンケン電気大阪支店と争議を続ける企業を巡った後、大阪市役所への抗議を経て、東京南部労働組合の要請によりサン・フレールへの抗議活動に向かいました。

大阪に自社ビルを持つ同社は、東京の支店で組合員4名を一斉に雇止めにしてしまいました。会社からすれば、東京の一販売店での軽い気持ちでの解雇だったのかもしれませんが。それは労働者や労働組合を「ナメている」からの行動です。そこへきての本社ビルを包囲しての大抗議！ 驚愕した会社は、ビルの入り口まで人を出し、組合から解雇撤回の要求書を受け取りました。労働者からしてみれば、解雇は大きな問題です。しかも組合員に対する一斉解雇。「労働者をナメたらこうなる」「労働組合をナメたらこうなる」今回で会社は、それを肌身を感じたことでしょう。その後は、大阪労働局への申し入れと、大阪府教育委員会での抗議を経て、最後は東りの本社まで行き、ここでも抗議を行いました。こちらは昨年11月の裁判で歴史的勝利を勝ち取ったところではありますが、まだまだ同社は最高裁判所への上告をし、最後の抵抗を図っています。労働組合の衰退が叫ばれて久しい昨今ですが、行動によって道は通じます。労働者をナメたらアカン！ 組合をナメたらアカン！ それを雇用者に肌で感じさせる一番の方法は行動です！ 「ナメたらアカン！」と思われなければ、雇用者は自分の意のままにふるまいます。ここに我々は再度奮起し、「ナメたらアカン！」と団結してがんばろう！

(書記次長)

派遣通勤費裁判

大阪高裁不当判決！最高裁へ

派遣通勤費裁判とは

有期雇用であることと関連して正社員との間で労働条件に不合理な差異を設けること禁じた「労働契約法 20 条」を根拠に、派遣労働者への通勤手当支給を求めるものです。2020 年改正労働者派遣法施行以前は、いわゆる登録型派遣の場合通勤手当が支給されないのが当たり前でした。派遣会社が、正社員に通勤手当として通勤費実費を支給しながら、派遣社員には通勤手当を支給しないのは不合理であるとして、通勤費の支払いを求めた裁判です。

時給は通勤費を勘案して決定されている？

3 月 15 日（火）の大阪高裁判決は、地裁に続き、原告の請求棄却という不当判決でした。関西ゼネラル支部及び原告は弁護士とも打ち合わせの上、最高裁に上告することを決め、3 月 28 日に上告状兼上告受理申立書を提出しました。

大阪高裁は、通勤手当の趣旨目的を通勤にかかる費用の補填であると認定しながら、派遣社員の時給が通勤費を勘案して決定されている（つまり、事実上時給の中に通勤費も含まれている）、派遣社員は通勤手当ありの仕事も選択できたのに自ら通勤手当なしの仕事を選択した等として、派遣社員に通勤費を支払わないことは不合理とまでは言えないとしました。原告は派遣社員として働き始めた時、時給の中に通勤費が勘案されている等の説明は一切受けていません。逆に、派遣社員に対して通勤費は支給されないと説明されていました。また、勘案しているとしながら、時給の中の幾らが通勤費部分であるのか明らかにしていません。

しかも、被告リクルートスタッフィングは、2020 年改正派遣法施行に合わせて、従来の時給を維持したまま別途通勤手当を支払うように変更したのです。これは、それまで通勤費を勘案することなく時給を決めていたことを自認するものに他ならないと考えます。

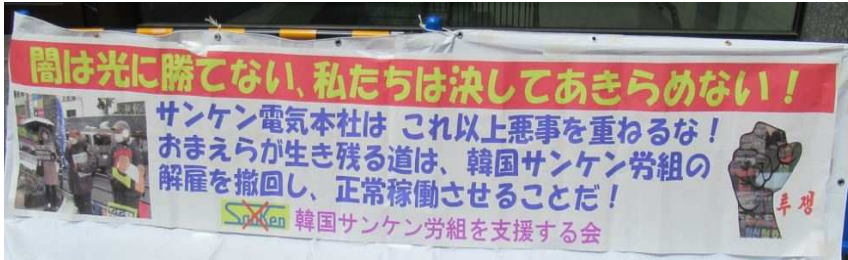
最高裁判断に逆行する高裁判決

「労働契約法 20 条」（2020 年 4 月 1 日以降はパート有期労働法）を巡り、これまでハマキョウレックス事件、長澤運輸事件、郵政非正規労働者の事件などの裁判闘争で、一定の成果が獲得されてきました。最高裁は、通勤費はもちろん、諸手当や休暇等について、正社員と有期雇用社員との間に差異を設けるとは不合理であるとの判決を出してきたのです。今後、基本給や賞与、退職金という最も重要な労働条件に切り込んでいくところまで来ていたのです。今回の大阪高裁判決は、こうした流れに逆行するものです。

また、賃金項目ごとに趣旨目的を判断し、その趣旨目的に照らして不合理性を判断するというこれまでの最高裁判決とも整合性がとれないものです。

私たちは、これまで労働運動が獲得してきた成果を後退させることはできません。上告に併せて、強力に運動を展開しますのでご協力をお願いします。（書記長）

勝利をめざし やれることはたくさんある 行動に打って出よう



4月13日(水)、私にとって大阪での最後の抗議行動となる「サンケン電気大阪支店前行動」に参加しました。初夏を思わす暑い日で、参加者は多くはありませんでした

が、韓国労働者の声が伝えられ、参加者からアピールが続きました。

第2次韓国サンケン闘争は、2020年7月から始まりました。韓国サンケン株の労働者を今年1月20日まで雇用維持するものの、1月20日会社を廃業・清算し整理解雇とするというもの。サンケン労組組合員は、仕事を失ったが、暑い日も、氷点下の冬の間も1歩も引くことなくサンケン電気工場跡前で座り込みを続けています。

私のPマーケティング闘争は、毎日が広報宣伝活動、芦屋の●●●●●社長宅へ通う日々でした。そんな行動を、「特殊」だとか「出来ない」と弱音を吐いている組合員がいますが、自分の闘争に消極的でもいいのでしょうか？闘いに勝ちたいでしょうか？早く終わらせたいでしょうか？闘争に勝つためには外に出て行動を起こすことです！一人でもできること、また、多くの組合員でワイワイ、ガヤガヤとにぎやかにすることなど、できることはたくさんあります。



Aサービス闘争、Dコンサルティング闘争など、連続した抗議行動やチラシ作戦で勝利的解決をみました。団体交渉や裁判は、閉ざされた屋内での活動です。こじんまりとひっそりとやり続けていても、勝利の日は遠いだけです。交渉や裁判をしている組合員は、SNSやチラシ、口コミで支援者を増やし、交渉や裁判の傍聴を溢れさせなければ、争議解決は遠のきます。

私は、出版ネッツ労組の「東京美々卯・スラップ訴訟」を去年から傍聴し、裁判支援を続けています。彼らは東京から大阪の裁判に毎回参加し、裁判の前後に美々卯大阪支店の各店舗を回り支援を訴える行動を続けました。そして、先週、勝利的な和解をしました。

行動を起こさなければ、勝てません！私は何度でも言います！外に出て行動を起こしましょう、そうしないと大きな悪に勝つことができません！ポスティング・チラシ・街宣などできることはたくさんあります。行動を起こす前に諦めないでください。権利を手に入れる為には行動あるのみ！外に出て声を上げよう、勝利のその日まで！

Action speak louder than words! 言葉より行動を！

(執行委員 C)

T分会…合意約款を持っています

職場復帰条件を交渉中

年中無休 夜10時まで診察

私は技工士として、T会歯科のグループ会社である株式会社Dで16年働いています。グループの中心は、医療法人T会歯科で、土日祝日も年末年始も無休で、大阪府、和歌山県下に9つのデンタルクリニックを運営しています。O理事長はワンマンです。

賃下げか退職か 全社員に迫る

私が関西ゼネラル支部のことを知ったのは、2020年3月のことです。当時D社に社員が57人いましたが、会社は、社員全員に賃金体系の変更を認めるか、いやなら自主退職するかという二者択一を突然迫りました。ほとんどの仲間たちが辞めていくなか、私は どうしていいかわからず、インターネットで知った関西ゼネラル支部に相談し、組合に加入しました。今まで、T会グループで誰も異議が唱えられなかったのですが、会社と団体交渉をして、私は賃金体系を変更することなく会社に残ることができました。



T会歯科「M院」 2Fが技工士の職場

技工士の長時間労働は当たり前？

私は、技工士の長時間労働は当たり前で、注文の入れ歯を納期までに仕上げて一人前と思い込んでいました。組合加入後も、朝の9時から1階のデンタルクリニックが終了する22時すぎまで、1日12時間以上仕事をするのに何の疑問も感じませんでした。賃金が基本給20万円、固定残業代22万円のままで会社に残れたのですっかり満足し、組合活動に参加することもなく、労働条件を改善するなんて考えることはありませんでした。

組合結成当初に残業時間の短縮を要求すると、会社は「定時に帰れ、残業するな。どうしても残業しなければならない場合は、会社の許可を得るように」と通知しました。ところが、この2年間、私が担当する注文量が減ることがなく、12時間労働をしてこなせる仕事量でした。年次有給休暇で休むと、その分だけ自分の仕事がたまるので休んだことがありませんでした。

血液透析が始まり 会社に合理的配慮の提供を求めています

この冬に 持病の糖尿病が悪化して血液透析が必要になりました。シャント手術を受けるために、初めて年次有給休暇を取りました。当初の予定では、自宅療養も含め2週間の休みでしたが、入院時のコロナ検査で陽性となり、翌日入院、熱が出てきて酸素吸入、入院2日目に転院し11日間ICUに。元の病院に転院し、結局コロナで1か月間入院しました。

週3回の血液透析が始まりました。血液透析に4時間かかるので、これまでのように仕事ができません。会社に通勤時間短縮の合理的配慮の提供を求めています。会社はこれまでと同じ堺市槇塚台勤務、しかも、これまで認めていた車通勤を認めず、片道2時間30分以上かかる電車・バス通勤を指示してきました。職場復帰の条件について交渉していますが、緊迫した状況が続いています。

(T会分会 N)



5月1日(日) 13:30 より 中之島公園剣崎ひろば (腕章持参・全員参加)

メーデー集会

- ・主催者あいさつ
- ・連帯あいさつ
- ・闘うなかまの訴え
- ・連帯パフォーマンス
- ・特別アピール
- ・集会宣言の採択
- ・終了後デモ行進

- 労働運動弾圧を許さず、労働基本権を守ろう！
- 生活と生命を守るため、最低賃金1500円を！
- 維新・吉村は、生命を守るコロナ対策を行え！
- IR・カジノ、万博許すな！
- 戦争反対！
- 憲法改悪に反対しよう！
- 沖縄・辺野古の基地建設を阻止！

メーデーの起源 1886年5月1日に合衆国カナダ職能労働組合連盟（後のアメリカ労働総同盟、AFL）が、シカゴを中心に8時間労働制要求の統一ストライキを行ったのが起源。

第1回国際メーデー 1888年にAFLは引き続き8時間労働制要求のため、1890年5月1日にゼネラル・ストライキを行うことを決定、1889年の第二インターナショナル創立大会でAFLのゼネスト実施に合わせて労働者の国際的連帯としてデモを行うことを決議、1890年5月1日、ヨーロッパ各国やアメリカなどで第1回国際メーデーが実行された。

日本の第1回メーデー 1920年5月2日日曜日に第1回のメーデー（主催：大日本労働総同盟友愛会）が上野公園（現在の東京都台東区）で行われ、およそ1万人の労働者が「8時間労働制の実施」「失業の防止」「最低賃金法の制定」などを訴えた。翌年からは5月1日となり、開催地や参加人数も増えていった。